

フランスの地方自治体改革（2010年）における 新しい市町村合併政策

——「新コミューン (commune nouvelle) 制度」の
創設とその現況——

中 田 晋 自

- I 基礎自治体の「広域化」
- II 地方分権改革と市町村合併
- III 新コミューン制度の導入とその促進策
- IV むすび

I. 基礎自治体の「広域化」

(1) 協力が合併か—2つの路線—

日本の基礎自治体数は、「市制町村制」施行（1889年4月1日）の前年にあたる1888年の段階で実に71,314町村におよんだとされる。しかし、その後のいわゆる「明治の大合併」および「昭和の大合併」を経て、その数は3,472（1961年6月現在）まで減少し、さらに「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律」により1995年から開始されるいわゆる「平成の大合併」によって、2016年4月段階で1,718まで減少している¹⁾。

この「平成の大合併」が推進された背景には、これを地方分権改革と関連づけ、後者を推進するためには「小規模町村を併合し、自治体の行政能力と効率性の向上を図らねばならない」²⁾とする問題意識があったといわれる。この大規模な市町村合併が推進された1990年代後半の日本で、地方分権改革に向けた取り組み³⁾が開始されていたことは、決して偶然ではなかったのである。

このように、1990年代後半期に日本で推進された市町村合併を、「行政能力と効率性の向上」の観点に立った基礎自治体の「広域化」と捉えるな

らば、これとは対照的な方法で、その「広域化」を推進したのがフランスである。確かにフランスでも、ジョルジュ・ポンピドゥ（Georges POMPIDOU）率いるドゴール派政権が「コミューンの合併と再編に関する1971年7月16日法」⁴⁾（以下マルスラン法と表記）によって、コミューン（commune）⁵⁾の合併を通じた基礎自治体数削減への意思を示し、同法に基づいて翌72年の2月15日には、全国の官選県知事から91件の合併計画が提出され、9,761のコミューンを3,482に集約するとの提案があった。しかし実際には、1971-1977年で見ると、2,045のコミューンを838に集約するに止まり、1978年以降は内紛等による分裂によって、むしろ基礎自治体数は増加してしまった⁶⁾。

こうしてフランスでは、その後も基礎自治体数が36,500あまりで推移し、基礎自治体の「広域化」は、むしろ、「コミューン間協力型広域行政組織」（後述）と呼ばれる自治体間協力のかたちでおこなわれてきたのである（基礎自治体の「広域化」をめぐる日仏の対照性）。

ただし、自治体間協力のなかでも、「事務組合」については、立法化の時期という点で日仏の類似性が確認される。すなわち、日本では1888年に制定された市制町村制⁷⁾において、町村による設立が認められていたが、フランスでも第三共和政期の1890年に「単一目的事務組合（Syndicat intercommunal à vocation unique）」⁸⁾と呼ばれる自治体間協力の制度枠組みが登場していたのである。しかしフランスでは、1960年代になると、課税自主権を与えられた「独自税源を有するコミューン間協力型広域行政組織（Établissement Public de Coopération Intercommunale à fiscalité propre）」（以下EPCIと表記）という制度枠組み⁹⁾が整備・拡充されるなど、日本ではみられない自治体間協力の発展がみられたのである¹⁰⁾。

もしわれわれが、基礎自治体の「行政能力と効率性の向上」をめざした日仏での「広域化」の取り組みを、2つの方針（合併と協力）に整理するならば、日本では前者、フランスでは後者が主流化したと捉えることができる。

かつて、ヴァレリー・ジスカールデスタン（Valéry GISCARD D'ESTAING）率いる中道右派政権の下で提出された『ヴィーヴル・アンサンブル』（地域責任権限促進委員会報告書、1976年）¹¹⁾は、同国の中央集権体制が抱える問題点を解明するとともに、基礎自治体の細分化状況や中央政府への依存体質についても、これを克服すべき問題点として指摘するなど、同国で

その後展開される地方分権改革を先取りした内容で高く評価される。そして、この政府レポートを条文化した1978年の「地方公共団体責任権限促進法案」¹²⁾(結局、1981年の政権交代により廃案)の問題意識は、その提案者である内相ボネ(Christian BONNET)が、国会審議において「弱小コミューンにとって適切なコミューン間協力型行政組織の設置」¹³⁾に力点を置いていると述べたように、やはり「行政能力と効率性の向上」の観点に立った基礎自治体の「広域化」は、自治体間協力という方法をとるとされていたのである。

(2) 基礎自治体の「広域化」としての自治体間協力

フランスでEPCIを規定した最初の立法は、ボルドー、リール、リヨン、ストラスブールの都市圏に「大都市圏共同体(Communauté urbaine)」を設立すると規定した「大都市圏共同体に関する1966年12月31日法」¹⁴⁾(以下1966年法と表記)であったが、その後「共和国の地方行政に関する1992年2月26日の指針法」¹⁵⁾により幾つかの類型が規定され、「コミューン間協力の強化と簡素化に関する1999年7月12日法」¹⁶⁾によりそれらの整理が図られるとともに、「地方自治体の改革に関する2010年12月16日法」¹⁷⁾(以下地方自治体改革法と表記)によって、さらに「メトロポール(Métropole)」の設立が規定されるに至っている。

このメトロポールの第一号は「メトロポール・ニース・コートダジュール」¹⁸⁾であり、2012年1月1日に設立されたが、さらに「地方公共活動の近代化およびメトロポールの確立に関する2014年1月27日法」¹⁹⁾(以下MAPAM法と表記)がEPCIの近代化の一環として、「一般法メトロポール」と呼ばれる類型を法制度化し、10件の既存EPCI²⁰⁾については、2015年1月1日までにこの新類型へ移行すると規定した。上述の11件にナンシー市を中心とするEPCIが加わった結果、2017年1月1日現在、一般法メトロポールは12件となっている²¹⁾(【資料1】参照)。

「大都市圏共同体」がEPCIの原初形態として法制度化された1966年からおよそ半世紀を経て、フランスのEPCIは地方政治社会に非常に大きな存在感を示しているが、上述の地方自治体改革法(2010年)がすべてのコミューンのEPCI加入を目標としたこともあり、次の数字はまさにEPCIの存在感の大きさを実感させるものとなっている。すなわち、現在フランス全土に1,266件のEPCIが組織され、全体の99.98%強にあたる35,411コ

【資料1】独自税源を有するコミューン間協力型広域行政組織(2017年1月1日現在)

| 類型名 | 基準 | 件数 |
|--|--|------|
| メトロポール (Métropoles de droit commun) | 2015年時点で人口65万人以上の都市圏 (aire urbaine) のなか にある人口40万人以上の EPCI 圏域内に州都 (chef-lieu de région) を含む人口40万人以上の EPCI 40万人以上の経済圏 (zone d'emploi) を中心とし、MAPAM 法がメトロポールに付与すると定めている事務・権限をす でに構成コミューンに代わって行使している EPCI | 12 |
| 大都市圏共同体 (Communauté urbaine) | 圏域全体の人口が25万人以上 (飛び地なし) | 15 |
| 都市圏共同体 (Communauté d'agglomération) | 人口1万5千人以上の中心都市を1ないし複数有する圏域全 体が人口5万人以上の EPCI (飛び地なし) 県庁所在地 (コミューン) ないしは県内最大人口コミューン を含む人口3万人以上の EPCI (飛び地なし) | 219 |
| コミューン共同体 (Communauté de communes) | 人口についての条件なし (飛び地なし) | 1018 |

出典：collectivites-locales.gouv.fr のデータ等を参照し、筆者が作成。
<https://www.collectivites-locales.gouv.fr/liste-et-composition-2017>

ミューンがこれに参加し、全人口の99.96%強の人々がその圏域内に居住
 しているのである (フランス内務省資料：2017年現在)。

(3) 基礎自治体の「広域化」としての市町村合併

1. 挫折の歴史

他方、フランスにおける市町村合併は、上述のように、近年までまさに
 挫折の歴史のなかにあった。

フランスの市町村合併政策といえば、見るべき成果をあげなかった
 1971年のマルスラン法がよく引き合いに出されるが、同国の地方政治学
 者フリノーによれば、小規模コミューンに合併を促す立法は、すでにフラ
 ンス革命期には登場していたという。すなわち、1790年8月20日法は、
 人口250名未満の小規模コミューンに統合を奨励したものの、首尾良く進
 まないまま、実施事例はごく少数にとどまった。その後、19世紀に入っ
 て以降も、1821年のヴィレル (Villèle) 法案や1837年のヴィヴィアン
 (Vivien) 法案、あるいは1881年のガンベッタ (Gambetta) 法案が議会に
 提出されたが、いずれも法案段階にとどまった。さらに、第五共和政初期

に発令された「1959年1月22日のデクレ」が、合併を望む複数のコミューン議会の一致した議決による合併を規定していたことから、この問題が議事日程にのぼった。このデクレは、合併の発議を関係するコミューン議会と官選県知事の双方に認め、対象となるコミューン議会に意見聴取をおこなうと定めるとともに、すべての関係審議機関が合意した場合は県条例により合併が宣告される。他方、合意できなかった場合は、内務大臣の勧告に基づき、当該県議会の意見を聴取したのち、コンセイユデタのデクレにより、その宣告がおこなわれるとされたが、このデクレに基づく合併は、746のコミューンによる350件にとどまったという²²⁾。

そして、1971年に制定されたマルスラン法は、フランスにおける市町村合併の手続き等を、次のように規定していた²³⁾。

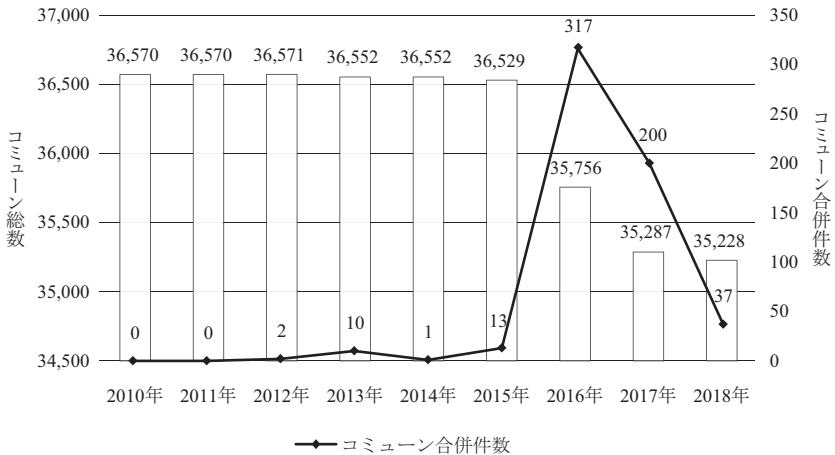
まず合併を希望するコミューン議会は、その手続きにあたり、コミューンの行政機能を1つに統合してしまう「完全合併」とするか、旧コミューンの機能を一部残した連合コミューン(communes associées)を1つないし複数含んだ「連合合併」とするかを選択する。

「連合合併」を選択した場合、それぞれの連合コミューンに必ず1名の代表者を選任する必要がある、とりわけ住民に住民票を発行する連合コミューン事務所(annexe de la mairie)を設置しなければならない。そして、旧コミューンから「社会活動センター」の資産を継承し、これを存置しなければならない。

合併協議に関する諸規定は、合併により設立される新しいコミューンの人口が10,000人を超えるかどうかによって異なり、「完全合併」の場合には、合併事業の進め方を定めた合意書の承認が必要となる。そして、参加コミューンの全人口の3分の2を含むコミューンのうち、過半数のコミューン議会が要請した場合、または、参加コミューンの全人口の半数を含むコミューンのうち、3分の2のコミューン議会が要請した場合、参加コミューンの選挙人に対して、合併に関する諮問型住民投票が実施される。また官選県知事も、この諮問型住民投票の実施を決定することができる。

2. 市町村合併の新局面

しかしわれわれは、フランスの基礎自治体としてのコミューンが、2015年を画期として、その総数を大きく減らしていることについても、見ておく必要がある(【資料2】参照)。



【資料2】フランスにおけるコミューンの総数と合併件数の推移（本土のみ）

出典：Les collectivités locales en chiffres et Bulletin d'Information Statistique (N° 115 - mars 2017) par la Direction générale des collectivités locales (DGCL)

その背景には、従来の合併手続き（1971年のマルスラン法が規定）を一新し、複数のコミューンが「新コミューン (commune nouvelle)」を設立する市町村合併のための新制度が2010年の地方自治体改革法により制定されたことが挙げられる（フランスの地方自治体改革（2010年）における新しい市町村合併政策）。

しかし強調すべきは、「コミューンの強化と活性化のための新コミューン体制の改善に関する2015年3月16日法」²⁴⁾（以下2015年法と表記）が制定されたことであり、同法は、既存のコミューン議会議員の身分を次回のコミューン議会選挙（2020年3月）まで保証するとともに、一定の期日までに設立された新コミューンには国からの財政的優遇措置を認めるとするなど、同国における市町村合併を活性化させる目的を有していた。

(4) 本稿の目的と構成

このように、かつて市町村合併の手続きについて規定した1971年のマルスラン法は、まさに合併という方法で基礎自治体の「広域化」を推しすすめようとするものであったが、目に見える成果があげられないまま、フ

ランスはむしろそれに先んじて法制化されていたEPCIの制度枠組み(1966年法による「大都市圏共同体」)をさらに発展させることで、この課題に対応してきた。しかし、そのフランスでも、2015年を画期として、市町村合併の件数が急増し、基礎自治体数の減少が確認される。その背景としては、マルスラン法に基づく従来の合併手続きを一新し、EPCIに加入するすべでないしは一部のコミューンが「新コミューン(commune nouvelle)」を設立することで、事実上の市町村合併をおこなう新制度が2010年の地方自治体改革法により導入され、2015年法がこれを補完したことが指摘される。

本稿の目的は、この「新コミューン制度」とは一体どのような制度なのかについて明らかにすることにある。

そこでまず第II節では、1980年代から開始されるフランスの地方分権改革史を概観した上で、同国の第3次地方分権改革と位置づけられる2010年の地方自治体改革が実施されるまでの経緯やその問題意識について、これを提案した「バラデュール委員会報告書」(後述)を検討するなかで明らかにする。また、同委員会報告書が新コミューン制度に関してどのような提案をおこなっていたのかについても明らかにしていく。

その上で第III節では、2010年の地方自治体改革法や同法により導入された新コミューン制度が、1971年のマルスラン法以来となる同国の新しい市町村合併手続きを規定するものであったことから、その概要について、内務省地方公共団体総局が公表した『地方自治体改革法―実践ガイド』(後述)を参照するなかで明らかにする。また、この新制度が近年急速に実効性を高めた背景について、2015年に制定された新法の内容を見ていくなかで明らかにしていく。

II. 地方分権改革と市町村合併

(1) フランスの地方分権改革

本稿が関心を寄せる2010年の地方自治体改革がフランスにおける地方制度改革史においてどのような位置づけにあるのかを明らかにするため、ここではまず、1980年代以降の同国における地方分権改革の展開について述べておきたい。

その最初のものは、1981年の共和国大統領選挙に勝利した社会党のミッ

テラン (François MITTERRAND) 率いる左翼連合政権が、選挙公約に従い1982-83年に実施した「地方分権改革 (décentralisation)」²⁵⁾であり、ナポレオン時代に確立された官選県知事制度を廃止して、県の執行権を県議会議長に移譲するとともに、官選県知事が当該県内のコミューンに対しておこなっていた後見監督制を廃止し、さらに従来の「県-コミューン」の2層制の上に広域行政圏としての「レジオン (région)」²⁶⁾を追加した(これ以降、フランスの地方制度は「レジオン-県-コミューン」の3層制)。

つづく第2次地方分権改革とは、2002年の共和国大統領選挙で再選された新ドゴール派のジャック・シラク (Jacques CHIRAC) が首相に任命した同じく新ドゴール派のジャンピエール・ラファラン (Jean-Pierre RAFFARIN) により推進された改革のことである。ラファランは、ミッテラン政権による改革に対し、自らの改革を「第二幕 (Acte II)」と位置づけ、憲法改正 (2003年) により第五共和政憲法第1条に「フランスの組織は分権的である (Son organisation est décentralisée)」との一文を追加するとともに、2004年には新たな地方分権改革法²⁷⁾を成立させている。

そして、第3の地方分権改革と位置づけられるのが、2007年の大統領選挙において勝利を取めた新ドゴール派「国民運動連合 (UMP)」のニコラ・サルコジ (Nicolas SARKOZY) 大統領の下で実施された、2010年の「地方自治体改革」である。この改革を規定した地方自治体改革法は、まずコミューンおよびEPCIのレベルに関して、上述のようにメトロポールの導入やEPCIの共同体評議会への直接選挙制導入を規定するとともに、県・レジオンのレベルに関しては、両レベルの議会議員を兼務する「地方議員 (conseillers territoriaux)」制度の導入や「一般権限条項」²⁸⁾の廃止、さらには県相互、レジオン相互、県・レジオン間での合併手続きについて定めるなど、非常に意欲的な内容を有している。また、本稿が関心を向ける「新コミューン制度」も、この時に制定されている²⁹⁾。

上で述べた1971年のマルスラン法以来、40年近くにわたり、フランスでは市町村合併の促進をめざした法制度改革がおこなわれていなかった訳であるが、同国では第3次地方分権改革と位置づけられる2010年の地方自治体改革法により、日本と同様、地方分権改革の文脈において、基礎自治体の行政能力を強化する観点に立った、市町村の合併が提案されたことになる。

(2) 「地方自治体改革委員会」(2009年)の提案

2010年の地方自治体改革法に基づき実施されたサルコジ政権下の改革は、「地方自治体の構成を簡素化し、権限の配分を明確化し、より適切な財源の付与につき検討し、必要な提言をおこなう」ことを目的として、2008年10月に設立された「地方自治体改革委員会」(委員長は新ドゴール派で元首相のエデュアール・バラデュール (Eduard BALLADUR) が務めたことから、「バラデュール委員会」とも呼ばれる)による20件の勧告を踏まえたものである³⁰⁾。

そして、同委員会の報告書『決断の時』(2009年3月)には、市町村合併に関する次のような勧告が含まれていた³¹⁾。

【勧告第9号】

「コミューン統合」(コミューン合併)の支援を再開することにより、EPCIが新コミューンへ移行することを可能にする。

【勧告第11号】

コミューンのレベル(メトロポール、コミューン間協力型広域行政組織やその他のコミューンにより設立された新コミューン)に一般権限条項を認め、県とレジオンの諸権限を制限列举とする。

この勧告第9号に関する同委員会の問題意識を説明するためには、まず次の点を確認しておく必要がある。すなわち、同委員会は、自らが新設を提案したメトロポールに地方公共団体(コミューン)としての地位を与え、勧告第11号にも示されるように、一般権限条項も認めるとしていた(従って、メトロポールに加入する旧コミューンは、地方公共団体としての地位を失う)。結局、「地方自治体改革に関する第60号法案」³²⁾(以下、地方自治体改革法案)に関する国会審議を経て、メトロポールにはEPCIの地位が与えられたのであるが、少なくとも同委員会(2009年の報告書)は、メトロポールに地方公共団体(コミューン)としての地位を与えるとともに、既存の大規模EPCIを法令で強制的にメトロポールへ移行させることで、基礎自治体数の大幅削減を図るとともに、その他のEPCIに対しても、財政上の支援措置を講じることで、「コミューン統合」を促進しようと考えていたのである³³⁾。

同委員会がいう財政上の支援措置とは、より具体的には、経常総合交付金 (DGF : Dotation globale de fonctionnement) の配分における特例的措置を指し、EPCI 向け DGF の総額を増加させることなく、コミューン統合に向けた取り組み内容に応じて、これを再配分すべきとし、とりわけコミューン統合の必要性が高いと想定される小規模コミューンに手厚く配分すべきとしている。他方、国の財政負担を軽減する観点から、財政支援を講じる期間を限定すべきともしており、さしあたりスキームに応じた2013年ないしは2018年までの時限措置とした上で、それ以降は段階的に削減していくという方策を例示している³⁴⁾。

バラデュール委員会によるこの勧告第9号は、2010年の地方自治体改革法において具体化され、実施されることになる。

(3) 地方自治体改革法 (2010年) による新コミューン制度の制定

上述のように、2010年の地方自治体改革法は、市町村合併に関する従来の手続き (1971年のマルスラン法) を一新し、複数のコミューンが新コミューンを設立できるとする新制度を規定していたが、のちにこの2010年法となる地方自治体改革法案が、政府の提案により上程されたのは、2009年10月21日のことであった。

同法案は、まず上院の第一読会で2010年2月4日に可決されたのち、2010年6月8日に国民議会の第一読会で可決されたが、修正が加えられたため、上院に戻された。そして2010年の7月7日と9月28日にそれぞれ開かれた上院と国民議会の第二読会でも一致しなかったため、11月3日の両院合同協議会で修正案について審議したのち、2010年の11月9日と17日に、これを両院がそれぞれ採択した³⁵⁾。

「地方自治体改革」に関する膨大な数の改正事項を含んでいたため、成立まで1年以上の年月を要した地方自治体改革法は、その第3章を「新コミューン (Communes nouvelles)」に当て、第21~25条に関連諸規定を置いている。

まず第21条は、『地方公共団体一般法典 (Code général des collectivités territoriales)』に挿入される「新コミューンの設立 (Création d'une commune nouvelle)」関連の諸規定を明示しているが、それらの規定は、次の3つのセクションで構成されている。

●セクション1 設立の手続き

●セクション2 新コミューン内での地域自治区の創設

●セクション3 経常総合交付金(DGF)

つづく第22条は、新コミューン内の旧コミューンが自治体間協力を進めた場合に財政的優遇を失う可能性に関するレポートを政府が議会に提出する件について、また第23条は『租税一般法典 (code général des impôts)』の修正(「市町村合併」という用語を「新コミューンの設立」に置きかえるなど)について、そして第24条は『地方公共団体一般法典』や『租税一般法典』におけるその他の用語法の修正について定めている。

III. 新コミューン制度の導入とその促進策

(1) 新コミューン制度の概要

新コミューン制度の概要について、ここでは内務省地方公共団体総局が同法について解説した『地方自治体改革法—実践ガイド』³⁶⁾を参照しながら明らかにしていく。

新コミューンの設立方法

- 発議権者—新コミューンの設立計画の開始：
 - ①関係するすべてのコミューンのコミューン議会
 - ②同一のEPCIに加入しているコミューンの3分の2以上(当該コミューンの人口が当該EPCIの全人口の3分の2以上)のコミューン議会
 - ③EPCIの共同体評議会(新コミューンがEPCIの圏域内のすべてのコミューンを統合する場合)
 - ④県知事
- 発議後
 - EPCIの共同体評議会(③)ないしは県知事(④)が発議した場合、設立計画は、関係しているコミューンの3分の2以上(当該コミューンの人口が当該EPCIの全人口の3分の2以上)のコミューン議会がこれに賛成したときのみ、進展可能となる。他の2つの場合(①と②)、設立計画とこれに関連する議決がそのまま県知事に通知される。
 - 関係するコミューンのすべてのコミューン議会が新コミューンの設立に賛成した場合や、これらのコミューン議会がこの設立計画を発議した場合(①)、これらのコミューン議会が、EPCIの共同体評議会(③)

あるいは県知事(④)からの勧告に基づいて設立計画に対して意見を述べた場合、県知事は新コミューンの設立について決定を下すことができる。その際、いかなる諮問型住民投票も義務づけられていない。また係争となった場合、県知事は行政裁判所によるコントロールに基づいて、設立を拒否することができる。

- 関係するコミューンのすべてのコミューン議会から設立への賛成が得られなかった場合、関係しているコミューンの3分の2以上(当該コミューンの人口が当該EPCIの全人口の3分の2以上)のコミューン議会から賛成が得られたという条件において(②③④)、自動的に諮問型住民投票が組織される。新コミューンを設立する際、諮問型住民投票に投票できるのは、関係するコミューンのコミューン議会選挙における有権者名簿上の登録者である。
- 新コミューンの設立は、諮問型住民投票に関する次の2つの条件を満たした場合に、決定となる。
 - a) 投票率が、有権者登録した者の過半数であること。
 - b) 設立計画が、関係するコミューンのそれぞれにおいて、有効投票の絶対過半数、かつ、有権者登録した者の4分の1以上の賛成を得ていること。

設立の結果

- 合併したコミューンについて
 - 新コミューンは、次のものを合併に参加した旧コミューンから継承する。すなわち、すべての議決と条例、すべての資産・権利・義務、合併に参加した旧コミューンが加入していた事務組合、そして新コミューンに関係のあるすべてのコミューン職員である。
- 「旧」コミューンとなることについて
 - 旧コミューンは自動的に「地域自治区(communes déléguées)」となる(旧コミューン諸議会が、新コミューンの設立前に、地域自治区を存置しないとする共同決議を採択しない限りという条件付き³⁷⁾)。
 - 地域自治区にはそれぞれ次のものを置く。
 - a) 新コミューン議会において互選された1名の「地域自治区長(maire délégué)」と、場合によっては、1名ないし複数名の「地域自治区助役」³⁸⁾
 - b) 当該地域自治区住民の住民票を作成する「地域自治区役所(annexe

de la mairie)」1か所

- 新コミュン議会における3分の2以上の賛成による決定に基づき、新コミュンの議会議員のなかから選任される「地域自治区議会」を、地域自治区のすべてまたは一部に設置可能。

【地域自治区の役割】

- 地域自治区の役割は「パリ・リヨン・マルセイユおよびコミュン間協力型広域行政組織の行政組織に関する1982年12月31日法」³⁹⁾(以下、PLM法と表記)の規定(特別区(arrondissement)の区長と区議会)に関連している。
 - 地域自治区長は、(新コミュンの市町村長に代わって)住民票の作成と司法警察を担当する長である。地域自治区長は、新コミュンにより実現される都市計画の決定、道路工事の許可、用地買収の計画、不動産の譲渡などについて意見を表明する。
 - 地域自治区議会は、同議会が管理する近隣の施設整備(学校、社会、文化、スポーツなど)の配置や計画について審議する。地域自治区議会は、新コミュンが要請した場合、施設や公共機関を管理することができる。地域自治区議会は、とりわけ、アソシアションへの補助金総額や地域都市計画(PLU)などすべての施設整備事業に関して諮問を受ける。
 - 毎年、地域自治区は新コミュン議会により配分された交付金(自由に配分)を受け取る。ここでいう交付金とは、すなわち、地域振興交付金、地域管理交付金のことである。
 - 新コミュンの予算に付属する特別リストでは、各地域自治区の支出と収入も示される。
- 旧コミュンが加入していたEPCIについて
- 同一EPCIに加入するすべてのコミュンによって新コミュンが設立された場合、新コミュンはEPCIの次のものを継承する。
 - a)すべての議決と条例
 - b)すべての資産・権利・義務
 - c)EPCIが加入していた労使混合組合
 - その場合、EPCIのすべての職員が新コミュンに帰属する。
 - 新コミュンが当該EPCI内の一部の隣接するコミュンにより構成されている場合、当該新コミュン議会は、その設立から1か月以内

に、新コミューンがEPCIに加入するか否かを議決する。これらのEPCIが大都市圏共同体(CU)またはメトロポールである場合、新コミューン議会に選択の余地はなく、新コミューンは当該EPCIに帰属する義務がある⁴⁰⁾。

- EPCIへの帰属に関する新コミューン議会の選択について県知事が不承認とした場合、コミューン間協力県委員会による仲裁手続きが実施され、同委員会は、そのメンバーの3分の2以上の賛成があれば、県知事が選択したものと異なるEPCIへの帰属を選択できる。
- 新コミューンは、その設立から起算して2年目の1月1日まで、他のEPCIに加入することはできない。

新コミューンの財源

- 新コミューンは、コミューン租税の配分を受ける(『租税一般法典』第1638条)。
- コミューン諸税は、新コミューン議会の決定または関係するコミューンの旧コミューン諸議会による共同議決に基づいて、12か月間、累進連結税の規制の下に置かれる。
- 経常総合交付金(DGF)について、新コミューンはコミューン一括交付金の様々なパートから配分を受ける。
- 新コミューンがEPCIの加入コミューン全体を統合した場合、当該新コミューンは、旧EPCI時代のコミューン間協力交付金と同額の合併交付金を受け取る。

以上、新コミューン制度の概要についてみてきた。

新コミューンの設立後、旧コミューンは地方公共団体(コミューン)としての地位を失うが、同時に、自ら拒否しない限り「地域自治区」の地位が与えられ、それぞれに1名の地域自治区長と地域自治区役所が設置される。また必要な場合は、新コミューン議会の決定に基づき、各地域自治区に地域自治区議会が置かれ、近隣行政に関わる事務を処理することになる。そして興味深いことに、この行政区に関する諸規定は、1982年のPLM法により、パリ・リヨン・マルセイユの3大都市に置かれている特別区(arrondissement)の区長と区議会の仕組みを応用したものであるとされている点である。

また、上述のように、2009年に提出された「バラデュール委員会報告書」

は、既存の大規模 EPCI を、法令によって、地方公共団体としてのコミューンの地位が与えられるとされていた新設の「メトロポール」へ強制的に移行させるとしていた(バラデュール委員会のメトロポール構想)。しかし、2010年の地方自治体改革法では、メトロポールにコミューンの地位を与えることはせず、EPCI の地位を与えることになったため、既成の大規模 EPCI がメトロポールへ移行することによる大規模な市町村合併の道は閉ざされたかに見えたが、本節でみたように、2010年法は、既存の EPCI のすべての加入コミューンがそのまま新コミューンを設立するという移行モデルを1つの選択肢として提示しており、同委員会のメトロポール構想は、このようなかたちで実現しているとみることができる。

ただし、本稿第1節の【資料2】で明らかのように、2010年法の制定後最初の数年間、「新コミューンの設立」はほとんど進まず、その件数が増大したのは、2016-2017年のことであった。次項では、この新制度が急速に実効性を高めた2015年以降の動向について、そこには一体どのような背景があったのか、明らかにしていく。

(2) 2015年法による新コミューン制度の活性化

2015年法は、上述の通り、2010年の地方自治体改革法が導入した「新コミューンの設立」を、さらに促進・活性化する目的で制定された立法であり、その設立に参加する旧コミューンのコミューン議会議員や旧コミューンの特殊事情に配慮した内容となっている⁴¹⁾。

例えば、旧コミューンのコミューン議会議員は、全国一斉で実施される次回のコミューン議会選挙(2020年3月)まで、全員議員としての身分が保証され、さらに新しい任期(2020-2026年の6年間)における定数についても、『地方公共団体一般法典』の第2121-2条が定める人口に応じた法定議員定数の一覧表において、1つ上の階層の定数が認められる⁴²⁾。

また、新コミューンの創設に参加した旧コミューンの特殊事情についても、「都市計画文書(documents d'urbanisme)」(施設整備と持続可能な開発の計画において旧コミューンの特殊性を承認)において最大限考慮されると定められている。

「新コミューンの設立」を促進する観点から、2015年法は、国からの財政的優遇措置についても次のように定めている。すなわち、設立後の人口が1万人未満の新コミューンについては、2015-2016年の2年間のうちに

合併をおこなえば、国との間で締結する「財政協定 (pacte financier)」に基づき、国からの財政的優遇措置が向こう3年間保証される、と。また、人口が1,000-10,000人の新コミューンについては、初年度から補助金の5%加算が受けられるとしている。

なお、こうした財政的優遇措置を受けられるのは、2016年1月1日までに設立される新コミューンに限られるとされていたが、その期間を延長するため、2016年予算について定めた2015年12月29日法は、その対象を2016年7月30日までに設立される新コミューンとした。

以上のように、2010年の地方自治体改革により導入された新コミューン制度を活性化させる目的で2015年法が制定されて以降、内務省地方公共団体総局統計課のデータ⁴³⁾によれば、下記のように、2016-2017年の2年間だけで517件の新コミューンが設立されるなど、大きな成果をあげている(当該合併事業に参加したコミューンは1,760であることから、コミューンの数は1,243削減されたことになる)。

- 2016年：317件 (1,090のコミューンを集約)
- 2017年：200件 (670のコミューンを集約)

より詳細に見ていくと、当該合併事業の過半数にあたる55%が2つのコミューンによる合併であり、3つないし4つのコミューンによる合併がそれぞれ19%と9%であった。大規模な合併はまれであるが、最も大規模な合併は22のコミューンによっておこなわれた。

また、上述の財政的優遇措置(人口が1,000-10,000人の新コミューンについては、初年度から補助金に5%分を上乗せ)を反映して、設立された新コミューンの多くが、この人口区分に含まれている。

この新コミューン制度は、上述のEPCIがそのまま1つの新コミューンへ移行することを奨励するものであったが、実際EPCIの圏域内にあるすべてのコミューンが合併に参加して、1つの新コミューンを設立した事例は24件に止まり、大半は同一EPCI内の一部のコミューンにより設立された。

この2年間に設立された新コミューンのうち、4分の1がフランスの北西部(とりわけ、カルヴァドス県とウール県)にあり、反対に27の県(海外県、イルドフランス、コルシカ、地中海地方の大半)では、まったく設立されていない。

IV. むすび

(1) 本稿のまとめ

以上のように本稿では、基礎自治体の「広域化」という課題において自治体間協力の路線を追求してきたフランスでも、近年、合併による基礎自治体数の目に見える低減が確認されることから、その背景にある市町村合併の新しい枠組みとしての「新コミュン制度」とは、一体どのような制度なのかについて検討してきた。

まず第Ⅱ節では、新コミュンを導入した2010年の地方自治体改革が実施されるまでの経緯や立法者たちの問題意識について明らかにするため、フランスの地方分権改革史において、2010年の地方自治体改革がどのような位置づけにあるのかを整理し、バラデュール委員会報告書がどのような問題意識で、新コミュンを提案したのかについて検討した。また、2010年法の構成等についても確認した。

その結果、1971年のマルスラン法以来、40年近くにわたり、フランスでは市町村合併の促進をめざした法制度改革がおこなわれていなかったが、同国では3回目の地方分権改革となる2010年の地方自治体改革により、基礎自治体の行政能力を強化する観点に立った市町村合併が提案されたことが分かった。そして、2008年に設立されたバラデュール率いる「地方自治体改革委員会」は、大規模な既存のEPCIを法令により強制的にメトロポールへ移行させるとした上で、このメトロポールをEPCIではなく、地方公共団体(コミュン)と位置づけることで、大規模な「コミュン統合」(コミュン合併)を推進しようとしていたことが分かった(実際には、2010年の地方自治体改革法によりメトロポールはEPCIと位置づけられたため、同委員会の構想は実現しなかった)。

つづく第Ⅲ節では、2010年の地方自治体改革法や同法により導入された新コミュン制度が、1971年のマルスラン法以来となる同国の新しい市町村合併手続きを規定するものとなったことから、新コミュン制度の概要について、内務省地方公共団体総局が公表した『地方自治体改革法—実践ガイド』を参照するなかで明らかにした。また、この制度改革が2016–2017年になって成果を出した背景を明らかにするため、2015年に制定された新法に着目し、その概要について明らかにした。

その結果、バラデュール委員会がその報告書において思い描いていたメ

トロポール構想(既存のEPCIを新設「メトロポール」へ法令により強制的に移行させることで、大規模な市町村合併を実現する)は、2010年の地方自治体改革法では否定されたかに見えたが、既存EPCIに加入するすべてのコミューンが合併して新コミューンを設立するという移行モデルを新コミューン制度が想定することで、一つの選択肢として用意されたことが分かった。基礎自治体の「広域化」を進める手法として、市町村合併よりも、自治体間協力が主流となっていたフランスにあって、第3次地方分権改革と位置づけられる2010年の地方自治体改革が、基礎自治体の行政能力の強化に向けた「市町村合併」のための制度枠組みとして制定したのが、この新コミューン制度であったのである。

そして2015年法は、この合併事業に参加した旧コミューンのコミューン議会議員たちについて、その議員としての身分を、次回のコミューン議会選挙が実施される2020年3月まで保証したり、一定の期日までに設立された新コミューンに対して財政的優遇措置を認めたりするなど、同国の市町村合併を促進するねらいを有していた。そしてそれは、2016-2017年の2年間だけで517件の新コミューンが設立され、コミューンの数が1,243削減されるなど、その成果が数字によって示された。

以上のように、本稿における検討作業は、「フランスの新しい市町村合併政策」という研究テーマについて、その展開をもつばら「法制度改革」の観点から整理したものである。このテーマをもし「政治(史)学」の観点から掘り下げていく場合、われわれにはどのような検討課題が残されているのであろうか。次項では、この問題について、4点に分けて整理し、本稿のまとめとしたい。

(2) 残された検討課題

1. フランスの反「市町村合併」的政治文化

すでに述べたように、1971年のマルスラン法はフランスにおける市町村合併にほとんど成果をもたらさなかったが、その理由はどのように説明されるのであろうか。この点が説明されない限り、基礎自治体の「広域化」に関する2つの路線(合併か、協力か)のうち、本国では後者が主流化した理由は明らかにされないままとなる。

この点について、例えば、一旦合併してしまえば後戻りは困難であるという「不可逆性」に対する人々の意識や、引きつづき「独立性」を保持し

たいというコミューン側の意向⁴⁴⁾といった要因で説明することは可能であろう。しかし、他の欧州諸国も同時代に基礎自治体数の削減を試み(デンマーク:1967年、西ドイツ:1968年、イタリア:1970年、英国:1974年、ベルギー:1975年)⁴⁵⁾、一定の成果あげていたことを踏まえるならば、われわれが説明しなければならないのは、むしろ、1971年のマルスラン法が規定する市町村合併の手続きが、なぜ「強制」的な性格を有さず、一貫して「控え目」なものに止まり、実際見るべき成果もあげられないまま、40年近くにわたり放置されたのかであろう。

従って、残された検討課題の第1はフランスの反「市町村合併」的政治文化の解明であり、そのためには、基礎自治体数の「削減」政策に関する国別の類型化やその比較分析、あるいは、1970年代のフランスにおける中央と地方の政治力学に関する分析が必要となろう。

2. 2010年の地方自治体改革法の政治過程

残された検討課題の第2は、2009年のバラデュール委員会報告書の提出から2010年の地方自治体改革法成立に至る政治過程に関わっている。というのも、バラデュール委員会は新設を提案していたメトロポールを、法律上の地方公共団体(コミューン)と位置づけ、法令により強制的に既存の大規模EPCIをメトロポールへ移行させようと企図していたのであり、その他の既成EPCIについても、新コミューンへ移行することで、市町村合併を促進しようとしたが、結局2010年法はメトロポールの地位をあくまでもEPCIと規定し、市町村合併に関しては「新コミューンの設立」に一本化して、関連諸規定を『地方公共団体一般法典』に挿入したからである。

地方自治体改革法案の国会審議において、どのような要因が働き、バラデュール委員会の意向に変更が加えられたのか、この点の解明が必要である。

3. 新コミューン制度導入の効果と今後

残された検討課題の第3は、新コミューン制度導入の効果をどのように評価し、同国における市町村合併が今後どのように展開されていくのかに関わっている。本文でも述べたように、2010年法は、「コミューン統合」を支援することでEPCIによる新コミューンへの移行を促進するというバ

ラデュール委員会報告書の勧告第9号を踏まえ、『地方公共団体一般法典』に「新コミューンの設立」に関わる諸規定を新設するとともに、『租税一般法典』のなかにあった「市町村合併」という表現を「新コミューンの設立」に置きかえたが、基礎自治体数の削減において、実際に効果が現れたのは、2015年法以降であり、それは同法が2015年と2016年の2か年について、新コミューンに財政的優遇措置を認めたことによるものと考えられる。

フランスにおける市町村合併は、こうした特例的措置が終了して以降も引きつづき実施されるのであろうか。上で述べたフランスの反「市町村合併」的政治文化の持続力の問題も含め、引きつづき注目しておく必要がある。

4. 合併後の広域空間における住民の民主的行政統制

そして残された検討課題の第4は、そうした新制度によって合併を実現し、設立された新コミューンにおける住民自治の問題である。

本稿の第I節で述べたEPCIとは異なり、設立された新コミューンには、制度上地方公共団体(コミューン)としての地位が与えられるが、旧コミューンはすべてその地位を失うため、これ以降、代表制民主主義はすべて新コミューン議会において実施されることになる。また、新コミューンの設立に参加した旧コミューンは、地方公共団体としての地位を失う代わりに、「地域自治区(communes déléguées)」の地位が与えられ、旧コミューンの役所は、住民向け行政サービスを提供するための「地域自治区役所(annexe de la mairie)」として維持される(地域自治区議会も置かれるが、その権限は限定的)。

従って、旧コミューンという少なくとも新コミューンよりは小規模のコミュニティにおいて、これまで実現していた住民自治(あるいは住民による民主的行政統制)は、新コミューンの設立によって、多少なりとも影響を受けることになる。

この状況を補完する仕組みとしてまず想起されるのは、上述の「地域自治区」であるが、フランスの場合には、2002年の近隣民主主義法が制定した「住区評議会制」がそれに加わる。すなわち、設立される新コミューンの人口が8万人を超えた場合、新コミューン議会には、市内をくまなく「住区(quartier)」に区画した上で、それぞれに「住区評議会(conseil de

quartier)」を設置する法的義務が生じるのである。

新コミューンを設立することで、その人口が初めて8万人を突破し、同評議会の設置が法的義務となった場合、この新しい広域空間における近隣住民合議のあり方はどのように変化するのであろうか。この点を明らかにするためには、いま述べた条件に合致する新コミューン⁴⁶⁾を対象とした現地調査を視野に入れて、研究を進めていく必要がある。

今後に残された検討課題を以上のように整理して、本稿を閉じることにする。

本稿は、平成26-29年度科学研究費補助金・基盤研究(C)(一般)「フランスの自治体間協力型広域行政組織における(直接/間接)民主主義改革の研究」(研究代表者:中田晋自)[JSPS 科研費26380178]による研究成果の一部である。

注

- 1) 総務省公式サイト「市町村数の変遷と明治・昭和の大合併の特徴」
<http://www.soumu.go.jp/gapei/gapei2.html> (2018年10月1日アクセス)
- 2) 新藤宗幸『地方分権(第2版)』(岩波書店、2002年)、17頁。
- 3) 1995年5月に地方分権推進法が成立し、同年7月には地方分権推進委員会が発足するとともに、1998年には地方分権推進計画が策定され、さらに1999年7月には地方分権一括法が成立した。
- 4) Loi n° 71-588 du 16 juillet 1971 sur les fusions et regroupements de communes (La loi Marcellin)
- 5) 「市町村」と訳される場合もあるが、日本のように市町村それぞれについて制度上の区分はない(パリ・リヨン・マルセイユの3大都市の特別制度を除く)。
- 6) Thomas FRINAULT, *Le pouvoir territorialisé en France*, Presses Universitaires de Rennes, 2012, p. 118.
- 7) 明治期の1888年に制定された市制町村制では、「数町村ノ事務ヲ共同処分スル為メ其協議ニ依リ監督官庁ノ許可ヲ得テ其町村ノ組合ヲ設クルコトヲ得」(町村制116条1項)とされ、町村において組合を設立することが当初から認められ、その後、1911年の市制町村制改正により、一部事務組合についてはその適用範囲が市にも拡大され(市制149条)、また町村については、一部事務組合に加えて全部事務組合を作ることもできることが明文化された(町村制129条)。横道清孝「市町村の広域連携における日仏比較」、(財)日本

都市センター『都市とガバナンス』第16号、2012年、44-45頁。

- 8) Odile MEYER, *Le petit Collectivités territoriales 2014-2015*, Dunod, 2014, p. 18.
- 9) EPCI は、その圏域全体に関わる共通のプロジェクトに対して政策の実施手段や事業を分担するため、複数のコミューンの協力により設立される公法上の法人 (personne morale) である。横道清孝、前掲論文、2012年、46頁参照。

なお、本稿ではEPCIに「コミューン間協力型広域行政組織」の訳語をあてているが、「établissement public」には、通常「公施設法人」の訳語があてられる。この公施設法人とは、フランスでは、公法上の法人格を付与されているが、「一般権限条項」(後述)が適用されず、制限列举された特定の公役務を遂行することを目的とする団体のことであり、地方公共団体とは区別されている。
- 10) フランスにおける自治体間協力の制度発展史については、拙稿「フランスにおける自治体間協力型広域行政組織とその制度的発展—『民主主義の赤字』問題と民主主義改革—」『愛知県立大学外国語学部紀要(地域研究・国際学編)』第47号、2015年を参照。
- 11) *Vivre ensemble, rapport de la commission de développement des responsabilités locales*, La Documentation Française, 1976. この委員会のメンバーシップや報告書の概略、研究者たちの評価については、中田晋自『フランス地域民主主義の政治論—分権・参加・アソシアシオン—』(御茶の水書房、2005年)の第2章を参照。
- 12) *Projet de loi pour le développement des responsabilités des collectivités locales*.
- 13) Jacques RONDIN, *Le sacre des notables : La France en décentralisation*, Fayard, 1985, pp. 50-51.
- 14) Loi n° 66-1069 du 31 décembre 1966 relative aux communautés urbaines.
- 15) Loi d'orientation n° 92-125 du 6 février 1992 relative à l'administration territoriale de la République
- 16) Loi n° 99-586 du 12 juillet 1999 relative au renforcement et à la simplification de la coopération intercommunale
- 17) Loi n° 2010-1563 du 16 décembre 2010 de réforme des collectivités territoriales
- 18) Métropole Nice Côte d'Azur
- 19) Loi n° 2014-58 du 27 janvier 2014 de modernisation de l'action publique territoriale et d'affirmation des métropoles (La loi de MAPAM).
- 20) リール、ポルドー、トゥールーズ、ナント、ルーアン、ストラスブール、グルノーブル、モンペリエ、レンヌ、ブレストを中心コミューンとするEPCIがこれに該当する。なお、MAPAM法は、「特別な地位を有するメトロポール」として、パリとマルセイユにメトロポールを設立し、「特別な地位

- を有する地方公共団体」としてリヨンにメトロポールを設立すると規定している。
- 21) MAPAM 法による「メトロポール改革」については、拙稿「フランスにおける大都市圏の拡大と自治体間協力型広域行政組織—2014年のメトロポール改革とリール・メトロポールの対応—」『愛知県立大学外国語学部紀要(地域研究・国際学編)』第48号、2016年を参照。
 - 22) Thomas FRINAULT, *op. cit.* 2012, pp. 116–119.
 - 23) 国立自治体活動センター(CNFPT: Centre national de la fonction publique territoriale)のサイト« Fusion de communes »
<http://www.wikiterritorial.cnfpt.fr/xwiki/wiki/econnaissances/view/Mots-Cles/Fusiondecommunes> (2018年10月1日アクセス)
 - 24) Loi n° 2015-292 du 16 mars 2015 relative à l'amélioration du régime de la commune nouvelle, pour des communes fortes et vivantes. また翌年には、同法を補完する「新コミューンの設立時に地域自治区を置くことでその維持を許可する2016年11月8日法(Loi n° 2016-1500 du 8 novembre 2016 tendant à permettre le maintien des communes associées, sous forme de communes déléguées, en cas de création d'une commune nouvelle)」が制定されている。
 - 25) Loi n° 82-213 du 2 mars 1982 relative aux droits et libertés des communes, des départements et des régions.
 - 26) 複数の県からなる広域行政圏で、「地域圏」あるいは「州」と訳される場合もある。ミッテラン左翼連合政権の下で正式な地方公共団体となったが、2016年に実施された合併により、現在、フランスには18のレジオンが存在する(フランス本土に12、コルシカに1、そして海外に5)。
 - 27) Loi n° 2004-809 du 13 août 2004 relative aux libertés et responsabilités locales.
 - 28) 「一般権限条項 (clause de compétence générale)」とは、地方自治体が法令において列挙された自らの事務・権限を実施するのではなく、国の法令および規則あるいは他の法人に対し排他的に認められた事務・権限を侵害しない限りにおいて、「自治体の事務」あるいは地方の公益に基づき、全ての分野に介入する権能のことである。コミューンに対してこれを認めたのは、「コミューン議会は、その審議により、コミューンの事務について決定を下す」と規定した1884年4月5日法であり、それからおよそ100年ののち、1982年の地方分権法が地方自治体の他のカテゴリー(県およびレジオン)にも拡大適用すると規定した。その後、2010年法は県およびレジオンへの適用について、2015年1月をもって廃止すると規定したが、2014年のMAPAM法がこの廃止措置を取りやめるとした。しかし、「共和国の新しい地方組織に関する2015年8月7日の法律(Loi n° 2015-991 du 7 août 2015 portant nouvelle organisation territoriale de la République)」(NOTRe 法)が改めて県およびレジ

オンへの適用はおこなわないとしたため、現在当該条項が適用されているのはコミュニケーションのみである。

この概念については、次のサイトの用語解説を参照した。La DILA (Direction de l'information légale et administrative), « Qu'est-ce que la clause générale de compétence ? » (le 28 08 2015)

<http://www.vie-publique.fr/decouverte-institutions/institutions/collectivites-territoriales/competences-collectivites-territoriales/qu-est-ce-que-clause-generale-competence.html> (2018年10月1日アクセス)

29) 2010年法の概要については、飯島淳子「フランス地方制度改革の現状」『比較地方自治研究会による各国の政策研究(平成24年度比較地方自治研究会調査研究報告書)』(自治体国際化協会(クレア)、2013年3月13日)を参照。

http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/h24_hikaku_houkokusyo04.pdf (2018年10月1日アクセス)

30) バラデュール委員会による勧告や問題意識については、植村哲・原昌史・勝目靖ほか「サルコジ大統領によるフランスの地方自治制度改革に関する動向(1~14)」『地方自治』(地方自治制度研究会、第739号(2009年)~第764号(2010年)を参照。

31) Le Comité pour la réforme des collectivités locales présidé par Eduard BALLADUR, *Il est temps de décider : Rapport au Président de la République (le 5 mars 2009)*, Fayard - La documentation Française, 2009, pp. 137-138, pp. 140-142.

32) Le projet de loi n° 60 de réforme des collectivités territoriales.

33) Le Comité pour la réforme des collectivités locales présidé par Eduard BALLADUR, *op. cit.*, p. 137.

34) 植村哲・原昌史・勝目靖ほか、前掲論文(第741号、2009年)、92-93頁を参照。

35) 国立自治体活動センター(CNFPT: Centre national de la fonction publique territoriale)のサイト« Philosophie de la loi no 2010-1563 du 16 décembre 2010 »

<http://www.wikiterritorial.cnfpt.fr/xwiki/wiki/econnaissances/view/Notions-Cles/Philosophiedelaloin2010-1563du16decembre2010dereformedescollectivitesterritoriales> (2018年10月1日アクセス)

36) Direction générale des collectivités locales, « La commune nouvelle (Article 21 de la loi no 2010-1563 du 16/12/2010—Articles L. 2113-1 à L. 2113-22 du CGCT) », *Loi de réforme des collectivités territoriales : guide pratique*, 21 septembre 2011, pp. 31-33

<https://www.interieur.gouv.fr/Archives/Archives-sous-sites/Reforme-des-collectivites-territoriales/Actualites/Guide-pratique-rct> (2018年10月1日アクセス)

- 37) 2010年法では「新コミューン議会が、設立後6か月以内に反対の決定を下さない限り」との条件が付けられていたが、2015年法第5条がこれを削除し、文言を変更した。
- 38) 次回コミューン議会選挙が実施される2020年まで、行政区長は旧コミューンの市長を務めるが、2020年以降、新コミューン市長は行政区長を兼務できない。
- 39) Loi n° 82-1169 du 31 décembre 1982 relative à l'organisation administrative de Paris, Marseille, Lyon et des établissements publics de coopération intercommunale
- 40) 新コミューンがEPCIにとどまる場合、EPCIの共同体評議会における議員定数は、当該新コミューンの旧コミューンがそれぞれ有していた議員定数の総計となる。
- 41) La DILA (Direction de l'information légale et administrative), « Que sont les communes nouvelles ? » (le 15 01 2016)
<http://www.vie-publique.fr/focus/que-sont-communes-nouvelles.html> (2018年10月1日アクセス)
- 42) 例えば、旧コミューン議会議員が合わせて56名いる人口4,000人の新コミューンの場合、2020年選挙までは56名の議員全員に新コミューン議会議員の地位が与えられ、2020-2026年の6年間は人口3,500-4,999人のコミューンに認められる27名ではなく、1つ上の階層の人口5,000-9,999人のコミューンに認められる29名が議員定数となり、2026年のコミューン議会選挙以降は法定議員定数の27名となる。
- 43) Le service statistique de la DGCL, Parution du BIS n° 115, « 517 communes nouvelles créées en deux ans », le 21 mars 2017.
<http://www.collectivites-locales.gouv.fr/parution-bis-ndeg-115-517-communes-nouvelles-creees-deux-ans#> (2018年10月1日アクセス)
- 44) 国立自治体活動センター (CNFPT : Centre national de la fonction publique territoriale) のサイト « Fusion de communes »
<http://www.wikiterritorial.cnfpt.fr/xwiki/wiki/econnaissances/view/Mots-Cles/Fusiondecommunes> (2018年10月1日アクセス)
- 45) Thomas FRINAULT, *op. cit.* 2012, pp. 116-119.
- 46) 例えばフランス南東部のアヌシー市 (Annecy) は、周辺の5つのコミューンとともに「新コミューン」としてのアヌシー市を設立 (2017年1月1日) したが、設立前のアヌシー市は人口6万人弱の小都市であった。従って、この段階では住区評議会の設置が義務づけられていなかったが、6コミューンによる合併の結果、新コミューンとしてのアヌシー市の人口は約13万人となり、住区評議会を設置する法的義務が生じている。